

農林水産商工常任委員会提出資料

(令和5年1月20日)

項 目	ページ
■ 県内で発生した高病原性鳥インフルエンザの防疫対応の状況について 【畜産課】……………	2
■ 公益財団法人鳥取県造林公社経営改革プランの改定（案）について 【林政企画課】……………	3
■ 漁業権の切替えに係る漁場計画（素案）について 【漁業調整課】……………	5
■ 首都圏アンテナショップ継続にかかる検討状況について 【販路拡大・輸出促進課】……………	8
■ 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について 【水産振興課】……………	9

農 林 水 産 部

県内で発生した高病原性鳥インフルエンザの防疫対応の状況について

令和5年1月20日
畜産課

令和4年12月1日（木）に鳥取市内で発生した高病原性鳥インフルエンザの防疫対応の状況について報告します。

1 発生事例の概要

- (1) 発生場所 鳥取市内
- (2) 飼養状況 採卵鶏 105,505羽
- (3) 経過
 - ・令和4年11月30日（水）午前8時24分に鳥取市内の採卵鶏農場から鳥取家畜保健衛生所に鶏の死亡羽数が増加しているとの通報があり、農場の立ち入り検査を行った。
 - ・同日午前10時28分 簡易検査により13羽中13羽で陽性を確認した。
 - ・12月1日（木）午前2時頃に精密検査でH5亜型遺伝子を確認し、午前5時に農林水産省が高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜と判定した。
 - ・12月5日（月）にウイルスがH5N1亜型と判明した。

2 本県の対応状況

(1) 対応経過

月 日	対 応
11/30（水）	午後2時に鳥取県高病原性鳥インフルエンザ対策本部設置。
12/1（木）	午前5時に陸上自衛隊（第8普通連隊）に派遣を要請し、同時に殺処分等の防疫措置を開始、消毒ポイント5か所設置。午後7時から処分鶏の焼却開始。
12/3（土）	午後1時25分に殺処分終了。
12/5（月）	午後5時農場の清掃、消毒が終了し、防疫措置完了。
12/7（水）	家畜伝染病予防法第30条に基づく消毒命令により県内78養鶏場の緊急消毒実施。
12/14（水）	午前7時40分に処分鶏の焼却終了。
12/16（金）	午前0時に搬出制限区域（半径3～10km）を解除、消毒ポイント4か所廃止。
12/27（火）	午前0時に移動制限区域（半径3km以内）を解除、消毒ポイント1か所廃止。鳥取県高病原性鳥インフルエンザ対策本部解散。

- (2) 防疫作業従事者数（11月30日～12月27日 のべ人数 後方支援班含まず）
県職員：2,226名（一般職員：1,952名、家畜防疫員等：274名）、鳥取市：457名、
JAグループ：101名、建設業協会：63名、中国四国農政局：16名、自衛隊：520名

3 今後の対応

- (1) 発生農場
 - ・処分鶏手当金（国庫）の支払、経営再開に向けた相談対応を行う。
 - ・発生農場の鶏糞、飼料、卵、堆肥はシートで約40日間被覆、ウイルス分離検査で陰性を確認後、発酵消毒を実施する。
 - ・発生農場の鶏の再導入に向け、鳥取大学の協力による鶏舎への野生動物の侵入対策や各鶏舎へのモニター鶏導入によるウイルス陰性確認を実施する。
- (2) 県内農場
 - ・78養鶏農場の鶏舎の確認（小動侵入防止状況等）や防鳥ネットの再点検を実施する。
 - ・ウイルス侵入防止を強化するため、県内養鶏農場に対して動力噴霧器、消石灰散布機等の整備を支援（国1/2、単県）する。
- (3) 発生時の備え
 - ・発生時の防疫に使用する備蓄資材（防護服、密閉容器）等の緊急再整備を行う（12/27完了）。
 - ・野鳥の監視と糞便、環境水調査を継続する。

4 今シーズンの全国における高病原性鳥インフルエンザの発生状況

令和5年1月17日現在24道県で60事例が発生し、約1,107万羽を処分

※ 高病原性鳥インフルエンザの過去最多の発生事例数及び処分羽数

令和2年度シーズン（11月～3月）18県で52事例が発生し、約987万羽を処分

公益財団法人鳥取県造林公社経営改革プランの改定（案）について

令和5年1月20日
林政企画課

公益財団法人鳥取県造林公社（以下「公社」）の経営改革プラン（H25～R66）について、第1期計画期間（H25～R4）の終期が到来するとともに、前回見直しから概ね5年が経過することから、社会情勢の変化等を踏まえた第2期計画期間以降のプランの見直しを行っているところであり、評価委員会の議論等を踏まえたプランの改定（案）について報告します。

1 改定内容等の検討・協議の状況

- ・前回改定後の社会情勢や公社経営に係る状況の変化、その対応方針について公社と県で協議を重ね、SDGs 目標や森林・林業施策の推進等に貢献する新たな取組や、それによる収入確保等について検討した。
- ・新たな取組のうち市町村業務受託等に係る内容については、県内の17市町村に対して公社及び県による説明と働きかけを行い、市町村側のニーズ等について意見交換を実施した。
- ・有識者からの意見聴取の場として、「鳥取県造林公社経営改革プラン評価委員会」（以下「評価委員会」という。）を設置。4名の有識者を委員として委嘱し、令和4年6月、9月及び令和5年1月の3回、評価委員会を開催。上記の検討を踏まえたプラン改定（案）について意見を聴取し、承認を得た。

<評価委員会の委員>

氏名	職種	備考
山本 福壽	NPO 法人代表	元公社経営検討委員※、元鳥取大学教授、造林公社評議員
湯口 夏史	税理士	元公社経営検討委員※
駒井 重忠	弁護士	鳥取県森林審議会委員
根本 昌彦	鳥取環境大学教授	元公社経営検討委員※、鳥取県森林審議会委員

※H21～24年度に公社の存続判断について検討した「鳥取県造林公社経営検討委員会」の委員

2 主な見直しの方針

- SDGs 目標である「気候変動に具体的な対策を」、「陸の豊かさを守ろう」、「パートナーシップで目標を達成しよう」に向け、SDGs の理念に基づく新たな取組を盛り込んだプランへと改定する。
- 森林・林業施策の推進への貢献として、市町村林務職員の負担軽減や市町村における森林環境譲与税の有効活用による森林整備を推進するため、公社と県が連携して市町村を支援する取組を導入する。
- レーザ航測結果に基づく詳細な森林資源量を踏まえた事業計画へ見直す。
- 本体事業である分収林事業に加えて、様々な経営リスクに備えるための更なる経営努力として、事業外収入の確保に取り組み、公社の安定的経営を目指す。

(1) 分収林事業についての見直し

①造林未済地対策・花粉症対策への取組

- ・これまで皆伐後の再造林は土地所有者に委ねられていたが、再造林放棄等が社会的な課題になっている状況を踏まえ、SDGs の理念に基づく持続可能な森林経営や地球温暖化対策等の観点から、公社が皆伐箇所の再造林に取り組むこととする。
- ・その際、花粉症対策苗木を使用することにより、国庫の花粉発生源対策補助金を活用し、また再造林に当たっても国庫補助金等を最大限活用することで、再造林や花粉症対策といった社会的課題への対応に貢献しつつ、公社にとっての増収に繋げる。

→公社における主伐は、現在、更新伐への契約変更を進めており、契約相手方の同意が得られないと想定している3割程度の面積で皆伐を行う計画。その箇所において、今回の見直しにより新たに再造林に取り組む。

②主伐の早期実施

- ・改革プランの期間（H25～R66）の前半における間伐可能量の減少に対して、部分的に主伐を前倒しすることで、収入減少の影響を緩和し、新規借入額の増加を抑制する。

(2) 事業外収入の確保（様々な経営リスクに備えるための更なる経営努力）

①新たな森林管理システム推進センター機能の移転

- ・県独自に設置している「新たな森林管理システム推進センター」の機能を造林公社に移転し、市町村における森林経営管理制度の推進や、森林環境譲与税の活用促進に向けて、県と公社が連携するとともに県によるサポート体制を構築し、市町村のニーズに対応した効果的な支援を検討する。

②市町村業務の受託

- ・森林経営管理制度の推進や市町村有林の管理等に係る業務を造林公社のノウハウを活かして受託する。

③ J-クレジットの販売

- ・企業等の関心の高まりを踏まえて、公社分収林における J-クレジットの積極的な創出・販売を実施する。

(3) 長期収支の見通し

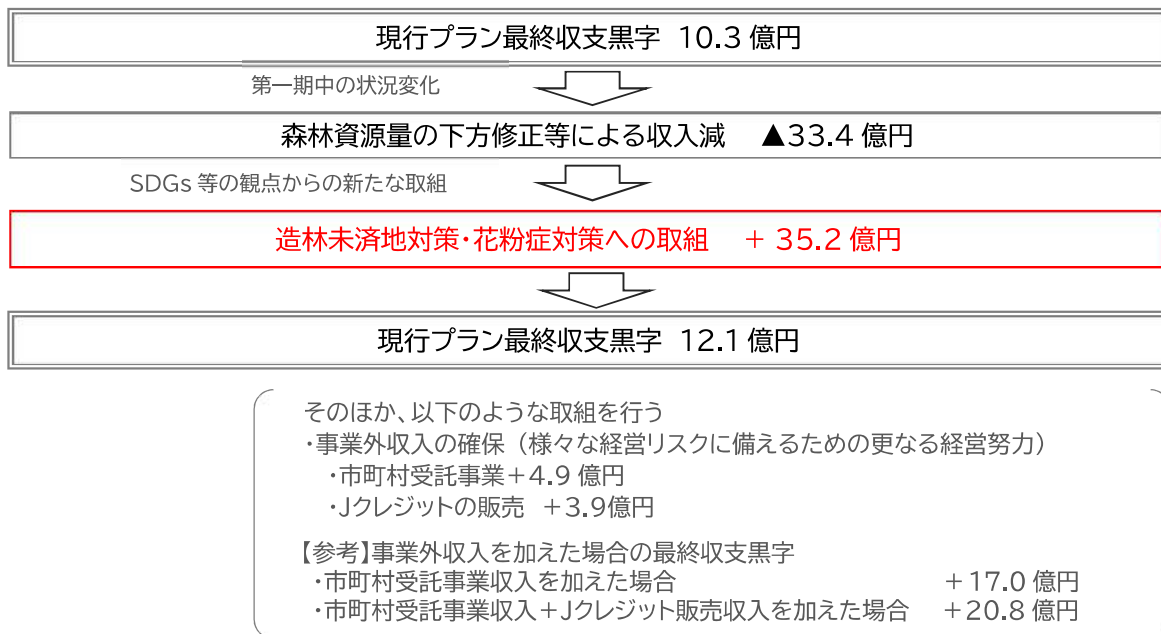
- ・以上の改革を実施することとした場合において、令和 66 年度までの長期収支に係る主要項目の見通しは以下のとおり。

	現行プラン	今回改定 (案)	主な変化理由
間伐面積	2.3 万 ha	1.1 万 ha	・レーザ航測調査の結果、立木本数が現行プランの想定よりも少なかったことによるもの
主伐面積	1.1 万 ha	1.0 万 ha	
主伐材積	280 万 m ³	320 万 m ³	・レーザ航測データを精査した結果、造林地の地位（林木の成長の早さを示す指標）が現行プランの想定より高いことが確認されたことによるもの
事業収入額	665 億円	588 億円	・立木本数の下方修正による間伐収入の減少によるもの
補助金収入額	298 億円	317 億円	・造林未済地対策・花粉症対策に新たに取り組むこと等によるもの（※1）
直接事業費	510 億円	458 億円	・間伐面積の減少に伴い、収入と同時に経費も減少することによるもの
事業外収入額	530 万円	4.9 億円	・市町村受託事業
		3.9 億円	・Jクレジットの販売
主伐の開始時期	R27 年度	R15 年度	・間伐収入の減少に対応するため主伐を一部前倒し（80 年→60 年）
県償還開始	R10 年度	R16 年度頃	・間伐収入の減少によるもの（主伐前倒しにより遅れを緩和）（※2）
最終収支	+10 億円	+12 億円	・分収林事業のみによる最終収支
		+17 億円	・事業外収入（市町村受託）を加えた場合の最終収支
		+21 億円	・事業外収入（市町村受託+Jクレ）を加えた場合の最終収支

※1 間伐面積の減少に伴い、間伐事業に係る補助金収入額は大幅に減少する一方、造林未済地対策・花粉症対策に取り組むことにより、トータルでは補助金収入額が増加する。

※2 試算上、仮に従来通りの時期に主伐を行うとすると県償還開始は R27 年度頃になるところ、主伐前倒しにより遅れを緩和している。

<プラン見直しのイメージ>



※「森林資源の下方修正等による収入減」とは、間伐事業量の減少による事業収入の減少、間伐事業に関わる補助金収入の減少、直接事業費の減少等の各種の変化を合算したものの

※その他詳細については、別添「公益財団法人鳥取県造林公社経営改革プラン/長期経営改善計画/<計画期間平成 25(2013)年度～令和 66(2084)年度>」を御覧ください。

漁業権の切替えに係る漁場計画（素案）について

令和5年1月20日
漁業調整課

令和5年8月31日をもって現漁業権の存続期間（10年間又は5年間）が満了するため、次期漁業権の具体的な免許内容等を定める漁場計画の素案をとりまとめ、以下のスケジュールでパブリックコメント、鳥取海区漁業調整委員会（内水面は鳥取県内水面漁場管理委員会）への諮問を行うので報告します。

1 漁場計画（素案）の検討の経過と今後のスケジュール

<経過>

- ①関係漁業協同組合（支所）への聞取調査（～R4. 11）
- ②鳥取海区漁業調整委員会、鳥取県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）への方針協議（R4. 11. 24 海区：意見なし、R4. 12. 5 内水面：漁業者代表より新たな魚種の設定等について改めて要望）
- ③市町村への方針説明（R4. 12. 19）：意見なし
- ④委員会への協議（R5. 1. 17）
- ⑤漁場計画素案の作成

<今後のスケジュール（想定）>

- ⑥パブリックコメントの実施（R5. 2. 1～21 予定、対象：利害関係人）・結果の公表（R5. 2～3）
- ⑦漁場計画案の作成、委員会への諮問（R5. 3）、委員会において公聴会開催の上、答申（R5. 4）
- ⑧漁場計画、漁業の免許予定日等の公示（R5. 5. 31 までに）
- ⑨免許の申請受付、審査（委員会への諮問、答申）（R5. 6～8）
- ⑩免許（漁業権の取得）（R5. 9. 1）

2 漁場計画（素案）の概要

（海面）

■第一種共同漁業（存続期間：令和5年9月1日から令和15年8月31日までの10年間）

番号	漁場の位置	漁業の名称（魚種）																	
		わかめ	てんぐさ	（あまのり） いわのり	もずく	くろも	あかもく	（いぎす） えごのり	ひじき	あわび	さざえ	いがい	かき	ばい	こたまがい	にいな	たこ	うに	なまこ
		漁業時期																	
		2/1- 6/30	6/6- 8/31	11/1- 5/31	2/1- 8/31	2/1- 6/30	3/1- 5/31	7/21- 8/31	4/1- 6/30	1/1-12/31									
海共第	1号	岩美町～鳥取市福部町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○			○	○	○
	2号	鳥取市（福部町、青谷町を除く。）	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	▲		○	○	○
	3号	鳥取市青谷町、湯梨浜町、北栄町	○	○	○		◎	○		○	○	○	○	○	○		○	○	○
	5号	琴浦町、大山町、米子市淀江町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	○	○		○	○	○	○
	6号	米子市（淀江町を除く。）、日吉津村	○	×	○						○	○	○	○	○	▲		○	○
	8号	境港市									◎	◎	◎	◎	○			○	○

※線を引いた太文字箇所が現行からの変更点（×は除外、◎は新規設定、▲は要望はあったが設定しないもの）

【主な検討内容】

番号	漁業の名称	検討の概要
海共第6号	てんぐさ	・利用がなく、今後利用する見込みもないため、除外する。
海共第3号	くろも	・漁協からの要望があり、漁獲実績も確認されたため、設定する。
海共第5号	いがい	・漁協からの要望があり、漁獲実績も確認されたため、設定する。
海共第8号	あわび、さざえ、いがい、かき	・漁業権区域内に境港の沖防波堤が延伸され、今後、磯根資源の漁場となる可能性があり、漁協からも要望があるため、設定する。
海共第1号～海共第5号	くろも	・一部地域で、近年6月にも漁獲がなされていることから、漁業時期（2/1～5/31）を1月延長し、6/30までとする。
海共第3号	はまぐり	・漁業権に設定している「はまぐり」は標準和名「こたまがい」の本県沿岸域の地方名称であり、一般的な「はまぐり」（鳥取県沖合での漁獲実態なし）とは別種である。名称が曖昧で過去にトラブルが生じたことから、取締り対象を明確にするため、標準和名の「こたまがい」へ変更する。
海共第6号、海共第2号	はまぐり	・2地区より新規設定要望があったが、漁獲実態がないため設定しない。
海共第1号、海共第2号	かめのて	・2地区より新規設定要望があったが、水揚げ金額が少額なため、設定しない。

※ 既存の漁業について、上記以外の内容は、適切かつ有効な利用を確認したため、変更なし。

■第一種区画漁業（存続期間：令和5年9月1日から令和10年8月31日までの5年間）

新			旧			漁場の区域	現漁業権者	備考
番号	漁業の名称	漁業の時期	番号	漁業の名称	漁業の時期			
海区第	1、2号	藻類垂下式養殖業	10/21-4/30	1、2号	わかめ養殖業	10/21-4/30	東漁港内	鳥取県漁協
	3号	藻類垂下式養殖業	10/21-4/30	3号	わかめ養殖業	10/21-4/30	田後漁港	田後漁協
	4号	藻類垂下式養殖業	10/21-4/30	4号	わかめ養殖業	11/1-3/31	岩戸漁港内	鳥取県漁協
	5、6号	藻類垂下式養殖業	10/21-4/30	5、6号	わかめ養殖業	11/1-3/31	船磯漁港	鳥取県漁協
	7号	貝類垂下式養殖業	周年	7号	いわがき養殖業	周年	船磯漁港	鳥取県漁協
				8号	わかめ養殖業	周年	長和瀬漁港	鳥取県漁協 除外
	8号	魚類小割り式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く。）	周年				長和瀬漁港	新規
	9号	藻類垂下式養殖業	10/21-4/30	9号	わかめ養殖業	11/1-4/30	泊漁港	鳥取県漁協
	10、11号	藻類垂下式養殖業	10/21-4/30	10、12号	わかめ養殖業	10/21-4/30	平田漁港	鳥取県漁協
				11号	のり養殖業	10/21-4/30	平田漁港	鳥取県漁協 除外
	12号	藻類垂下式養殖業	10/21-4/30	13号	わかめ養殖業	10/21-4/30	大山町平田地先	鳥取県漁協
	13号	魚類小割り式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く。）	周年	14号	魚類（ぶり、ふぐ、さば、ぎんざけ、あじ）小割り式養殖業	周年	境港市地先	鳥取県漁協
	14号	貝類垂下式養殖業	周年	15号	いわがき養殖業	周年	境港市地先	鳥取県漁協

※ 線を引いた太文字箇所が現行からの変更点
 ※ 海区第8号以外はすべて類似漁業権として設定

【主な検討内容】

地区	漁業の名称	検討の概要
長和瀬漁港（青谷）	わかめ養殖業	・利用がなく、今後も利用する見込みもないため、除外する。
	「魚類小割り式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）」	・県栽培漁業センターと連携しアジの養殖試験を実施しており、実用化の見込みがあるため、設定する。
平田漁港（淀江）	のり養殖業	・利用がなく、今後も利用する見込みもないため、除外する。
全ての地区	全ての漁業	・現場の取組みを阻害せず、漁業権者の意欲や柔軟な発想、環境の変化への柔軟な対応により養殖漁業の一層の推進を図るため、「わかめ養殖業」を「藻類垂下式養殖業」、「いわがき養殖業」を「貝類垂下式養殖業」、「魚類（魚種列記）小割り式養殖業」を「魚類小割り式養殖業」とするなど、魚種を指定しないこととする。
全ての地区	藻類垂下式養殖業	・漁業時期を統一する。

※ 既存の漁業について、上記以外の内容は、適切かつ有効な利用を確認したため、変更なし。

■定置漁業（存続期間：令和5年9月1日から令和10年8月31日までの5年間）

番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の区域	現漁業権者	備考
海定第1号	雑魚定置漁業	1/1-12/31	大山町御来屋地先	鳥取県漁協（御来屋支所）	変更なし

【主な検討内容】

- ・既存の漁業については、適切かつ有効な利用を確認したため、設定する。
- ・その他の地区から新規の要望はなかった。

（定置漁業権の対象は、身網の最深部が水深27m以深に設置される漁具を定置して営む漁業であり、身網が水深27mより浅い水深に設置される定置漁業は本県漁業調整規則により「小型定置網漁業」として知事許可漁業に規定しており、現在、外海では、浦富（2か所）、夏泊、泊、淀江の4地区（5か所）に許可。）

(内水面)

■存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日までの10年間
(湖山池は令和10年8月31日までの5年間)

番号	種類	漁業の名称(※)	漁場の区域	現漁業権者	備考
内共第1号	第五種共同	あゆ、やまめ、いわな、あまご、にじます、こい	千代川	千代川漁協	
内共第2号	第五種共同	あゆ、やまめ、いわな、あまご、にじます、こい	天神川	天神川漁協	
内共第3号	第五種共同	あゆ、やまめ、いわな、あまご、にじます、こい、うなぎ	日野川	日野川水系漁協	
内共第4号	第一種共同 第五種共同	しじみ(やまとしじみ) こい、ふな、うなぎ、わかさぎ、しらうお、えび	湖山池	湖山池漁協	短期免許(5年)
内共第5号	第一種共同 第五種共同	しじみ(やまとしじみ)、 ごかい こい、ふな、うなぎ、わかさぎ、しらうお、えび、ぼら、すずき	東郷池	東郷湖漁協	魚種の見直し

※ 「やまめ」には「さくらます」を含む。「あまご」には「さつきます」を含む。

【主な検討内容】

地区	種類	漁業の名称	検討の概要
東郷池	第一種	ごかい	・利用がなく、今後も利用する見込みもないため、除外する。
千代川	第五種	ぶらうんとらうと	・一部水域に移入しており、今後遊漁者が増える可能性があることから新規の設定要望があったが、「水産分野における産業管理外来種(※)」であり、生態系等に被害を及ぼす恐れがあるため、設定しない。 ※ ニジマス、ブラウントラウト、レイクトラウトの3魚種が分類。外来生物法の規制はないが、生態系や水産業に被害を及ぼすおそれがあるため、外来種被害予防三原則「入れない、捨てない、拡げない」を守ることが必要。
湖山池	第五種	ぼら、すずき	・遊漁者が増加し、網漁具に絡まるなどして漁業に影響が出ているため、採捕者の一定の管理が必要なこと、また、若い組合員が増え、シジミだけでない漁業振興を図りたいとの思いから再設定(H25に漁業権から除外)の要望があったが、現時点、出荷量は多くなく漁業生産上の重要性は低いこと、増殖行為についても手法の検討が必要なことから設定しない。 ・遊漁者との利用調整については、必要に応じて内水面漁場管理委員会の指示等により対応を検討する。
	第一種 第五種	全ての漁業	・10年間の通常免許の希望があったが、次の理由により短期免許を計画。 ⇒ 湖山池は汽水化により汽水・海水種は増加したが、漁業権対象種は主に淡水種又は回遊種であり、汽水化後に減少に転じた魚種が多い。湖内環境の変化に対応した効果的な増殖方法への見直しや漁業実態の変化にも柔軟に対応する必要があるため短期免許とする。 ※ 湖山池に設定する漁業権は、塩分導入により、池内の状況が変化しつつあるため、H25より5年間の短期免許としている。

※ 既存の漁業について、上記以外の内容は、適切かつ有効な利用を確認したため、変更なし。

(参考)

1 漁業権について

漁業権とは、都道府県知事の免許により設定される、一定の水面において特定の漁業を一定の期間排他的に営むことのできる権利で、県が作成する漁場計画(漁場位置、漁業種類、漁業時期、存続期間等、漁業権の具体的な免許内容等を定めるもの。)に基づき漁協等に免許される。共同漁業権(採貝採藻など)、区画漁業権(養殖)、定置漁業権(大型定置網など)の3種類に大別され、現在、海面では、共同漁業権6件と区画漁業権15件、定置漁業権1件が設定され、内水面では、共同漁業権7件(第一種:2件、第五種:5件)が設定されている。

2 漁場計画について

漁場計画は、都道府県知事はその管轄に属する海面(内水面)について、5年ごとに、当該水面における漁業権や保全沿岸漁場(海面のみ。令和2年に施行された改正漁業法より新設された制度。現在、県内の沿岸漁場における保全活動は漁協等の自主的な活動により行われており、漁協からの要望もないため、このたびの漁場計画での設定はない見込み。)を定めることで、水面の総合的な利用や水産動植物の生育環境の保全及び改善を図り、漁業生産力を発展させるもの。

このたびの漁場計画の作成は、70年ぶりの大改正として令和2年に施行された改正漁業法(※)に基づき初めて行われる。これまで漁業権の免許が必要な場合に必要漁業権の内容についてのみ作成していたが、今後は、法定の存続期間(5年もしくは10年)の短い5年ごとに、すべての漁業権等の内容を対象とした一覧性のある計画として作成する。これは、水面の総合的な利用や漁場利用の高度化を促進するため、一定の期間ごとに、漁場の環境、漁場の利用状況、社会経済的状況、海況等の変化を踏まえ、計画を見直し、現状に適した計画とすることを目的とする。

※ 改正漁業法では、漁場を適切かつ有効に活用している既存の漁業権者の漁場利用を確保しながら、円滑な規模拡大や新規参入による生産性の向上や漁場の有効利用を図られることを目的として、漁業権等の海面利用に関する基本的制度が見直し、透明性を確保したプロセスの下で制度が運用されるよう規定が整備された。

首都圏アンテナショップ継続にかかる検討状況について

令和5年1月20日
東京本部
販路拡大・輸出促進課

令和5年度末に入居建物の賃貸借契約期間が満了予定の首都圏アンテナショップについては、令和6年度以降も、現在の店舗において岡山県との共同によるアンテナショップ事業継続の方向で検討を進めていますが、以下のとおり、その状況について報告します。

1 令和6年度以降の運営について

(1) 運営の方向性

令和6年度以降も現所在地で鳥取・岡山両県の共同運営を5年間継続する。

【理由】

- ・気候や風土が異なる両県の商品が豊富に揃い、旬の商品を切れ目なくアピールできる。
- ・両県知事共同での効果的なPRや、両県コラボメニュー等による情報発信などにより、両県の知名度が相乗的に向上している。
- ・共同運営によるスケールメリットにより、新橋という良好な立地条件に広い店舗面積を確保し、高い経済効果に結び付いている。

(2) 施設改修の検討

開設から現在まで好調な利用を維持している現状を踏まえ、現在の運営形態や運営方法を基本に機能充実を図り、来訪者が鳥取・岡山両県を身近に感じられる活気ある施設を目指す。

<主な検討状況>

- ① 1階物販店舗の販売機能を強化
- ② 2階飲食店舗の魅力度向上
- ③ オンライン対応多目的スペースの設置

【参考】現在の主な機能

[1階] 物販店舗、[2階] 飲食店舗、情報コーナー、移住・しごと相談コーナー、催事スペース、コワーキングスペース

2 建物所有者との賃貸借契約の交渉について

次期契約締結に向け建物所有者へ交渉中であり、現時点、以下のとおり提示を受けている。

- ・契約の相手方 東急不動産株式会社（本社：東京都渋谷区）
- ・契約条件 令和6年4月1日から5年間の定期建物賃貸借契約
- ・所在地 東京都港区新橋一丁目11-7 新橋センタープレイス1・2階
- ・面積 941.35㎡（1F 354.01㎡、2F 587.34㎡）
- ・賃借料（5年間） 413,470千円（税込）※鳥取県負担分

3 今後のスケジュール

令和5年2月 2月定例会へ当初予算案（債務負担行為）を提出
5月 次期運営事業者の公募を開始（8月頃 事業者決定）
令和6年4月末 リニューアルオープン（予定）

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

令和5年1月20日
水産振興課

【新規分】

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	工事内容	摘要
水産振興課 (栽培漁業センター)	栽培漁業センター高圧受 変電設備更新工事	東伯郡 湯梨浜町 石脇	栽培漁業センター高圧受変電 設備更新工事エナテクス・吉 備総合電設特定建設工事共 同企業体 代表者 株式会社エナテクス 代表取締役 福井 利明	204,600,000円 (設計額220,990,000円) 落札率 92.6%	令和5年1月17日 ～ 令和6年2月15日	令和5年1月16日	【工事内容】 電気設備工事 ・高圧受変電設備の撤去及び新設 (既存盤11面、400V回路撤去、変圧器は再使用:単相 100kVA、三相300kVA) ・高圧発電設備(1基)の撤去及び新設 (電圧6.6kV、出力300kVA、空冷式へ更新、A重油燃料 小出槽等の更新) ・高圧発電設備用直流電源装置(2面)の撤去及び新設 (始動用:DC24V、制御用:DC100V) ・切替作業に伴う仮設電源設備の設置 (高圧キュービクル:単相100kVA、三相300kVA、低圧 発電機3台:単相25kVA、三相25kVA、60kVA) ・上記に伴う配管、配線及び建具改修工事	制限付き一般競争入札 2者 令和4年12月27日 開札